

平成27年度 第4回

三重県伊勢志摩サミット推進本部会議

事項書

日時 平成27年9月9日(水)

10:10~10:30

場所 プレゼンテーションルーム

1. 事項

(1) 各取組の報告について

- ・ 広報全体計画について(伊勢志摩サミット推進局)【資料1-1】
- ・ 伊勢志摩サミット開催記念企画について(農林水産部)【資料1-2】
- ・ 「GLOBAL THINKING LOCAL ACTION
～地球的な視野で考え、地域で活動する～」(教育委員会)【資料1-3】

(2) 協賛、応援、寄附の申込状況等について【資料2】

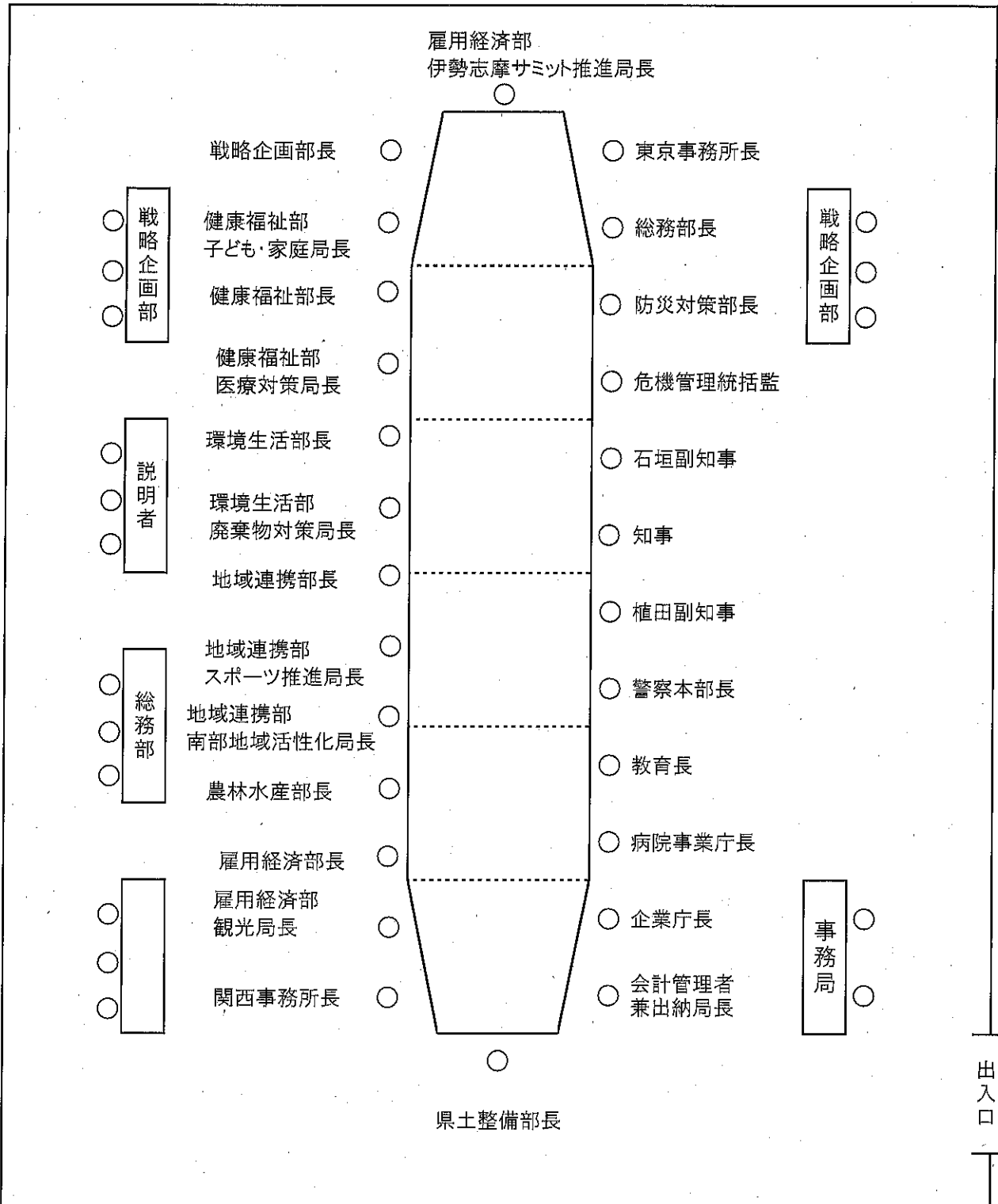
(3) 全体スケジュールについて【資料3】

【配付資料】

- ・ 資料1-1: 広報全体計画について
- ・ 資料1-2: 伊勢志摩サミット開催記念企画について
- ・ 資料1-3: 「GLOBAL THINKING LOCAL ACTION～
地球的な視野で考え、地域で活動する～」
- ・ 資料2: 協賛、応援、寄附の申込状況等について
- ・ 資料3: 伊勢志摩サミットに係る今後の会議等のスケジュール(案)

平成27年度第4回三重県伊勢志摩サミット推進本部会議 座席表

プレゼンテーションルーム





広報全体計画について（案）

1 基本的な考え方

- ◆本日現在、サミット開催まで 260 日。この残された 260 日間全体の広報計画を、以下の考え方で展開したい。
- ①県内外の一般およびプレス関係者など全てのステイクホルダーにとって分かりやすい、開催までの節目日（200 日前、100 日前等）を展開軸とする。
- ②節目日を含む概ね 1 週間を、「〇〇日前ウィーク」と設定。県および県民会議の自主事業や市町連携事業さらには応援事業等の広報要素を、「〇〇日前ウィーク」の中に束ねる計画としていく。
- ③およそ 50 日間隔の「広報・発信のリズム」「広報のヤマ場」を創ることにより、広報のテーマ浸透や県民参加などの各種活動を活発・推進させたい。
- ④上記に合わせて、各部局および県内企業の独自事業についても、各節目期での開催を呼びかける。

2 各節目時期の主な活動（※調整中の案件を含む）

- ◆200 日前（2015 年 11 月 8 日（日））＜200 日前ウィーク；11 月 5～11 日＞
 - ・（協賛事業ほか）カウントダウンボード一斉設置（3 県 1 市も検討）
 - ・（応援事業）新聞・TV 等でのカウントダウンスタート
 - ・（応援事業）県内集客施設での 200 日前イベント
- ◆150 日前（12 月 28 日（月））＜150 日前ウィーク；12 月 25～31 日＞
 - ・第 2 回サミットフォーラム
 - ・三重テラスでのイベント
 - ・公募デザインによる第 3 弾ポスター（おもてなしの心）掲出開始
 - ・その他県内年末イベントとの連携
- ◆100 日前（2016 年 2 月 16 日（水））＜100 日前ウィーク；2 月 13～19 日＞
 - ・国際フォーラムの開催
 - ・「美し国みえ市町対抗駅伝」での PR（2 月 21 日（日）、津～伊勢）
 - ・クリーンアップ活動キックオフイベント（3 県 1 市も検討）
- ◆50 日前（2016 年 4 月 6 日（火））＜50 日前ウィーク；4 月 3～9 日＞
 - ・第 3 回サミットフォーラム
 - ・4 月 16 日「県民の日」イベント
 - ・公募デザインによる第 4 弾ポスター掲出開始
 - ・花いっぱい運動飾花キックオフイベント
- ◆30 日前（2016 年 4 月 26 日（火））＜30 日前ウィーク；4 月 23～29 日＞
 - ・伊勢志摩サミット PR バージョンの関東・中部・東北宝くじ発売
 - ・こどもの日イベント
- ◆10 日前（2016 年 5 月 16 日（月））＜10 日前ウィーク；5 月 13～19 日＞
 - ・県内一斉清掃活動

伊勢志摩サミット開催記念企画 I

～商品に統一のマークを付けて販売しよう～

みえフードイノベーション・ネットワーク事務局
(三重県農林水産部フードイノベーション課)

◆企画概要◆

みえフードイノベーション・ネットワーク事務局から提示する伊勢志摩サミット関連の統一のマークを商品に印字、又は、統一マークのシールを貼付し、当該商品を一斉に販売します。

【申請商品の要件】 次の①又は②に該当し、かつ③に該当する商品であること。

- ①三重県産の農林水産資源を原料に含んでいる商品であること。
- ②農林水産資源を原料に含み、三重県内で生産している商品であること。
- ③①及び②に該当する商品であっても公序良俗に反しない商品であること。

【申請事業者の要件】 次のすべての要件を満たす商品であること。

- ①みえフードイノベーション・ネットワークの会員であること。
- ②申請商品の製造及び販売元は、できるかぎり「みえ旅おもてなし施設」に登録すること。
- ③製造、販売等に関する関係法令等の許可の取得や届出等を行っていること。
- ④都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- ⑤申請事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員が、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為を行っていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に該当する暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員でないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制の対象とされている業種、その他公序良俗に反していないこと。

【申請の方法】

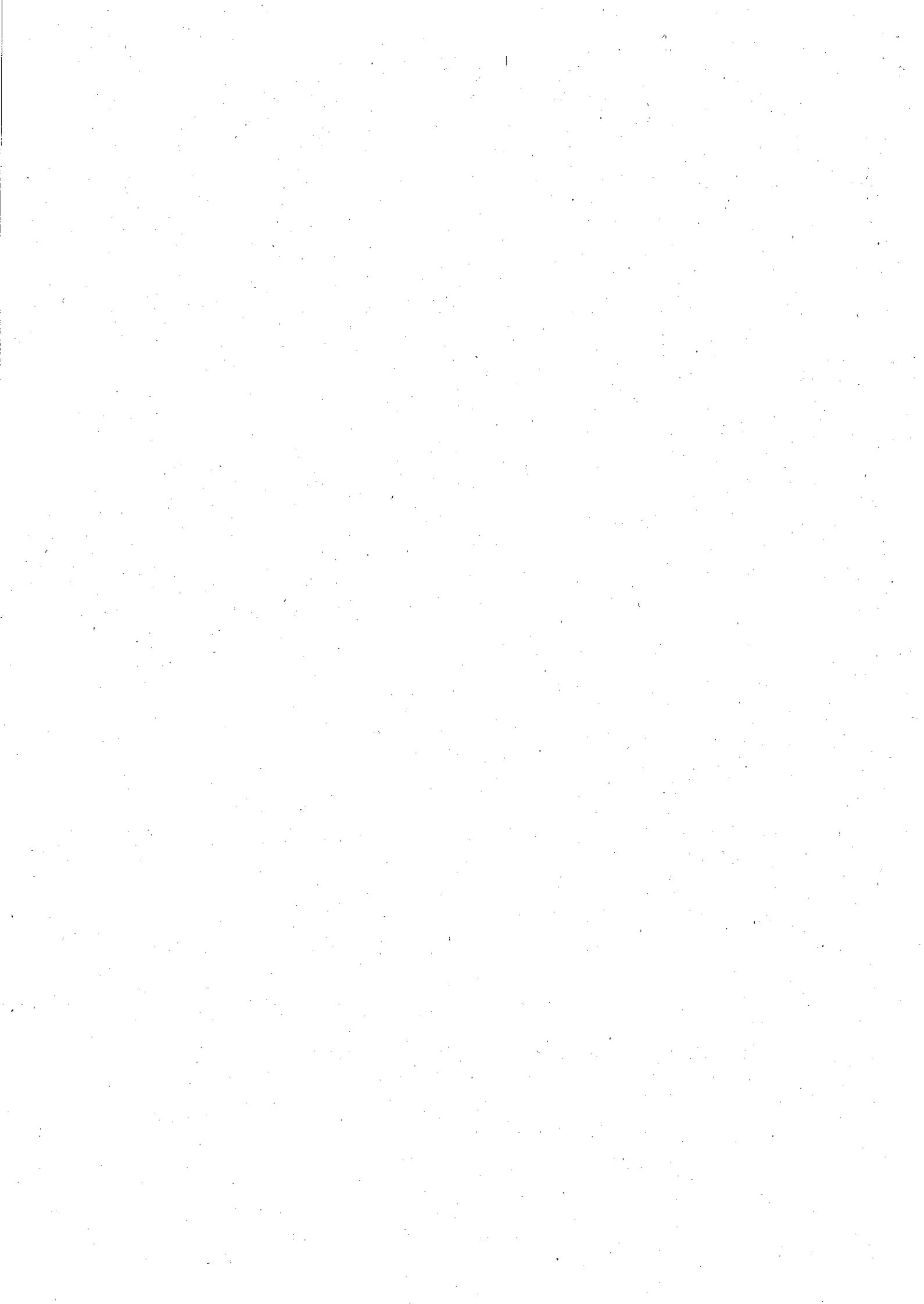
別紙申請用紙に必要事項を記入のうえ、該当商品の画像データを添付し、みえフードイノベーション・ネットワーク事務局まで、メール(メールでの受付限定)でお申込ください。

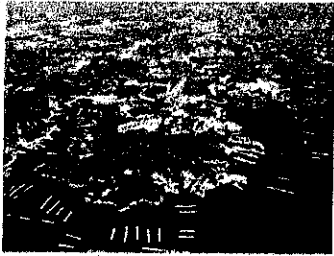
【第1次申請締め切り日】 平成27年9月30日(水) 17:15まで

◆留意事項◆

- ①第1次申請該当商品の一斉発売日は、平成27年11月21日(土)を予定しています。
- ②販売する商品は、県内外(国外含む)で発売する商品全部を対象にしています。
- ③県外で製造されている商品も要件に該当する場合には、対象となります。
- ④申請いただいたデータは、個人を特定する情報を除き、ホームページ、パンフレット等で公開することを前提に、ご了承のうえ、お申込ください。
- ⑤みえフードイノベーション・ネットワークは、三重県農林水産部フードイノベーション課が事務局となります。加入は、無料、連絡は、すべてメールで行いますので、あらかじめ、ご了承ください。
- ⑥みえフードイノベーション・ネットワークへの加入は、「みえフードイノベーション」と検索いただくと、ホームページからダウンロードできます。できるだけ、加入申込書もメールで送付ください。
- ⑦申請結果の可否につきましては、申請後、みえフードイノベーション事務局から通知します。
- ⑧統一のマーク印刷等に掛かる経費は、申請者の負担となります。
- ⑨みえ旅おもてなし施設への登録は、三重県観光キャンペーン推進協議会事務局(059-224-2282)までお問い合わせください。
- ⑩三重県観光パンフレット等の配布へご協力をお願いします。

申込み先(問い合わせ先): 三重県農林水産部フードイノベーション課
電話: 059-224-2391・FAX: 059-224-2521・E-mail: f-innov@pref.mie.jp





伊勢志摩サミット開催記念企画 II

～県産食材を使った伊勢志摩サミット記念料理を販売しよう～

みえフードイノベーション・ネットワーク事務局
(三重県農林水産部フードイノベーション課)

◆企画概要◆

伊勢志摩サミット開催を記念し、各飲食店で、三重県産食材を使った料理をメニュー化、一斉に販売します。

【申請商品の要件】 次のすべての要件を満たすメニューであること。

- ①料理の食材を概ね三重県産の農林水産物で、まかなっていること。
- ②申請する料理は、1店舗1メニューとし、おもてなしの気持ちを込めたお店のイチオシメニューとする。(必ずしも価格が一番高いものということではなく、おもてなしの気持ちを込めたお店のイチオシメニュー)
- ③伊勢志摩サミットをイメージした料理とする。(食材、調味料、盛りつけ等)
- ④メニュー名は、「伊勢志摩サミット開催記念メニュー ～〇〇〇〇〇～」とすること。
- ⑤メニュー名の～〇〇〇〇～については、不適切表示でないこと。

【申請事業者の要件】 次をすべての要件を満たすこと。

- ①みえフードイノベーション・ネットワークの会員であること。
- ②当該メニューを提供する施設は、できる限り「みえ旅おもてなし施設」に登録すること。
- ③製造、販売等に関する関係法令等の許可の取得や届出等を行っていること。
- ④都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- ⑤申請事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員が、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為を行っていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に該当する暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員でないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制の対象とされている業種、その他公序良俗に反していないこと。

【申請の方法】

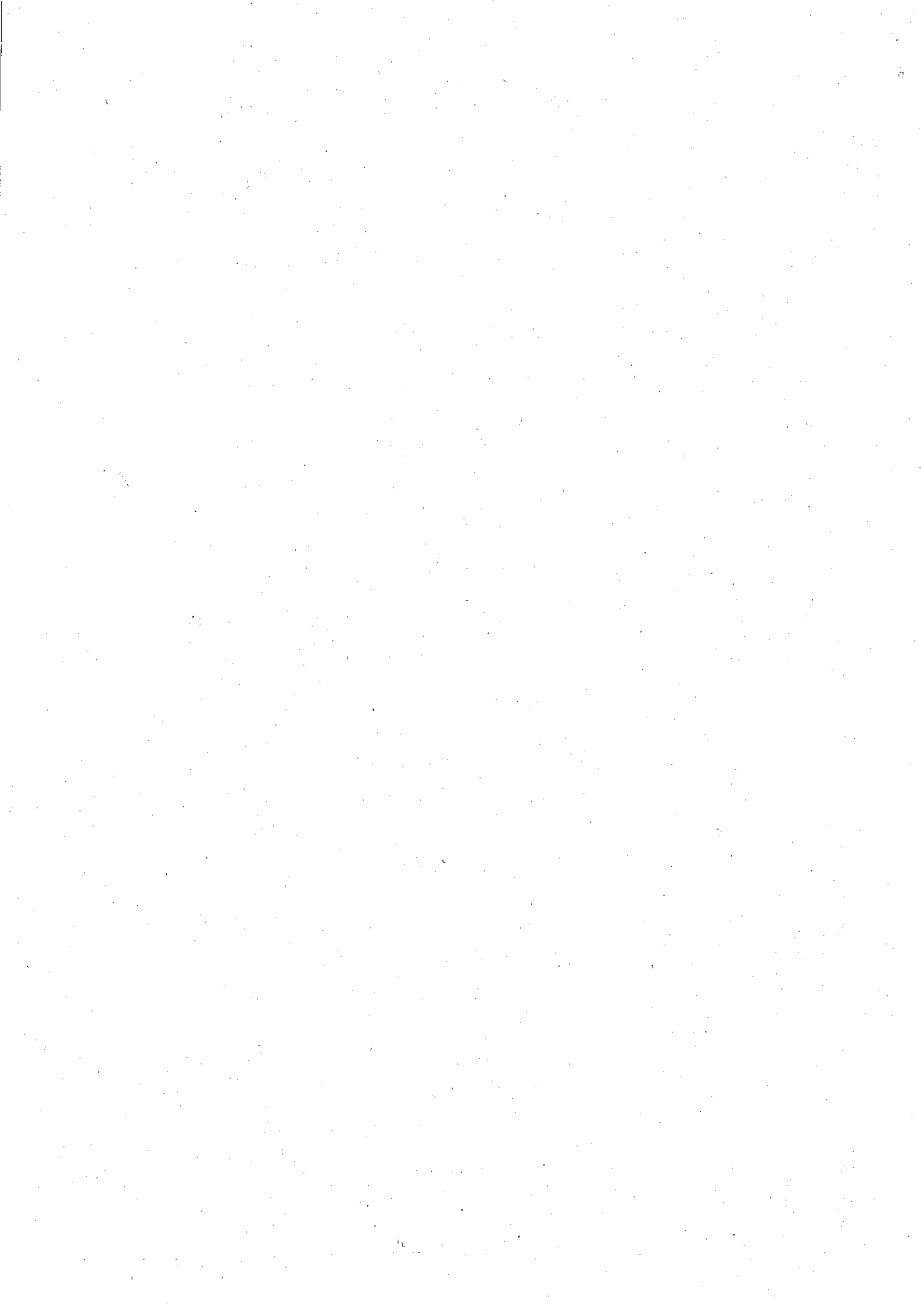
別紙申請用紙に必要事項を記入のうえ、該当料理の画像データを添付し、みえフードイノベーション・ネットワーク事務局まで、メール(メールでの受付限定)でお申込ください。

【第1次申請締め切り日】 平成27年9月18日(金) 17:15まで

◆留意事項◆

- ①第1次申請該当メニューの一斉発売日は、平成27年10月1日(木)を予定しています。
- ②県内に限らず、県外の飲食店も対象とします。
- ③申請いただいたデータは、個人を特定する情報を除き、ホームページ、パンフレット等で公開することを前提に、ご了承のうえ、お申込ください。
- ④みえフードイノベーション・ネットワークは、三重県農林水産部フードイノベーション課が事務局となります。加入は、無料、連絡は、すべてメールで行いますので、あらかじめ、ご了承ください。
- ⑤みえフードイノベーション・ネットワークへの加入は、「みえフードイノベーション」と検索いただくと、ホームページからダウンロードできます。できるだけ、加入申込書もメールで送付ください。
- ⑥申請結果の可否につきましては、申請後、みえフードイノベーション事務局から通知します。
- ⑦料理の試作等の経費は、申請者の負担となります。
- ⑧みえ旅おもてなし施設への登録は、三重県観光キャンペーン推進協議会事務局(059-224-2232)までお問い合わせください。
- ⑨三重県観光のパンフレット等の配布へ、協力を御申しください。

申込み先(問い合わせ先): 三重県農林水産部フードイノベーション課
電話: 059-224-2391・FAX: 059-224-2521・E-mail: f-innov@pref.mie.jp



伊勢志摩サミット開催記念企画 Ⅲ

～生鮮食品に統一のマークを付けて販売しよう～

みえフードイノベーション・ネットワーク事務局
(三重県農林水産部フードイノベーション課)

◆企画概要◆

みえフードイノベーション・ネットワーク事務局から提示する伊勢志摩サミット関連の統一のマークを生鮮食品の包装紙等に印字、又は、統一マークのシールを貼付し、一斉に販売します。

【申請生鮮食品の要件】 次の①及び②に該当する商品であること。

- ①三重県で生産している農林水産生鮮食品であること。
 - ②公序良俗に反しない農林水産生鮮食品であること。
- ※生鮮食品を加工した商品については、「企画Ⅲ」で募集しています。

【申請事業者の要件】 次のすべての要件を満たすこと。

- ①みえフードイノベーション・ネットワークの会員であること。
- ②生産者の場合には、屋号をつけていること。
- ③加工、販売等に関する関係法令等の許可の取得や届出等を行っていること。
- ④都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- ⑤申請事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員が、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為を行っていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に該当する暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員でないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制の対象とされている業種、その他公序良俗に反していないこと。

【申請の方法】

別紙申請用紙に必要事項を記入のうえ、該当生鮮食品の画像データを添付し、みえフードイノベーション・ネットワーク事務局まで、メール(メールでの受付限定)でお申込ください。

【第1次申請締め切り日】 平成27年9月30日(水) 17:15まで

◆留意事項◆

- ①第1次申請該当生鮮食品の一斉発売日は、平成27年11月21日(土)を予定しています。
- ②販売する生鮮食品は、県内外(国外含む)で発売する商品全部を対象にしています。
- ③申請いただいたデータは、個人を特定する情報を除き、ホームページ、パンフレット等で公開することを前提に、ご了承のうえ、お申込ください。
- ④みえフードイノベーション・ネットワークは、三重県農林水産部フードイノベーション課が事務局となります。加入は、無料、連絡は、すべてメールで行いますので、あらかじめ、ご了承ください。
- ⑤みえフードイノベーション・ネットワークへの加入は、「みえフードイノベーション」と検索いただくと、ホームページからダウンロードできます。できるだけ、加入申込書もメールで送付ください。
- ⑥申請結果の可否につきましては、申請後、みえフードイノベーション事務局から通知します。
- ⑦統一のマーク印刷等に掛かる経費は、申請者の負担となります。

申込み先(問い合わせ先): 三重県農林水産部フードイノベーション課
電話: 059-224-2391・FAX: 059-224-2521・E-mail: f-innov@pref.mie.jp

GLOBAL THINKING LOCAL ACTION

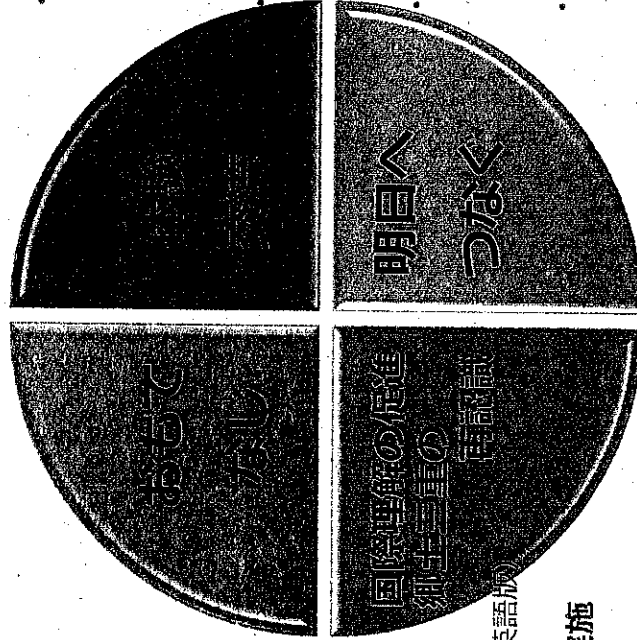
～地球的な視野で考え、地域で活動する～

【基本方針】

- 三重の子どもたちに、参加各国の文化のみならず自分たちの文化を見直す機会を提供して、国際理解を促す。
- 社会で起きているさまざまな問題を自分ごととして考え、グローバルな視野を持って行動する力を育む。
- おもてなしの心でお出迎えし、三重の自然、歴史・文化等に関する体験・交流を行うことにより、魅力を発信する。
- サミットでの経験を生かし、明日へつなぐ取組を推進する。

【4つのシーンで取組（検討中のもも含む。）】

- ・ 特別支援学校児童生徒によるおもてなし
演奏によるお出迎え（太鼓等）
作業学習作品のプレゼンテーション
- ・ 飾花運動（県民会議事業）への参画・協力
- ・ 授業・教材等への活用・反映
参加国等について学ぶ授業
参加国の料理レシピを用いた調理実習
その他食文化・言語・スポーツ・遊びについて学ぶ授業等
- ・ ふるさと通信vol.4「伊勢志摩編」の配付
伊勢志摩の魅力を伝えることができるよう、
県内児童生徒（約14万人）に配付（日本語版・英語版）
- ・ 「郷土三重を英語で発信！」
ワン・ペーパー・コンテスト」の実施
「伊勢志摩サミット賞」を特設
- ・ 「子ども（小中学生）ふるさとサミット（仮称）」の開催
サミットや郷土に関する学習の成果の発信と交流
地域の伝統芸能のすばらしさを体感
児童生徒が主体的にサミットを運営
- ・ 一校一國運動、サミット給食等の働きかけ
- ・ サミットロゴマークの応募よびかけ



- ・ ジュニアサミット参加者の受入・交流事業（県民会議事業）
県内高校生とジュニアサミット参加者が討議
テーマ関連施設で交流
ジュニアサミット参加者が県内各地に分散し各地の高校生と体験活動等を通じて交流
ジュニアサミットコンテンツへの応募支援
- ・ 「高校生サミット（仮称）」の開催
ジュニアサミット参加者と交流した県内各地の高校生を中心に、ジュニアサミットのテーマに関して意見交換等を実施
- ・ 授業・教材等への活用・反映
サミットのテーマについて学ぶ授業や成果の活用等
- ・ サミットでの経験を生かしたイベントの開催
「第10回国際地学オリンピック」
「平成30年度全国高等学校総合体育大会」

※今後、市町教委等の協力を得ながら、連携して取組を進める。

GLOBAL THINKING LOCAL ACTION

2016「伊勢志摩サミット」事業概要図(案)
三重県教育委員会事務局

～地球的な視野で考え、地域で活動する～

「高校生サミット(仮称)」
の開催(6～7月)

明日へつなぐ

「子ども(小中学生)ふるさと
サミット(仮称)」の開催
(5月)

サミット開催
(5/26、27)

- ・ジュニアサミット参加者の
受入・交流事業(4月)
- ・特別支援学校児童生徒による
おもてなし
- ・飾花運動への参画・協力

ジュニアサミット
コンテスタへの応募支援

おもてなし
体験・交流

国際理解の促進
郷土三重の再認識

- ・サミットでの経験を生かしたイベントの開催
第10回国際地学オリンピック(8月)
平成30年度全国高等学校総合体育大会
- ・授業・教材等への活用・反映

- ・授業・教材等への活用・反映
- ・ふるさと通信vol.4「伊勢志摩編」の配付(12月～)
- ・「郷土三重を英語で発信！」
ラッ・ペーパー・コンテスタ」の実施(12月表彰)
- ・一校一國運動、サミット給食等の働きかけ
- ・サミットロコマークの応募よびかけ(7月)

※今後、市町教委等の協力を得ながら、連携して取組を進める。

協賛、応援、寄附の申込状況等について

平成 27 年 9 月 9 日

8 月 31 日より開始した、協賛、応援、寄附の募集にかかる 9 月 7 日時点での申込状況は、下記のとおりです。

協賛	応援	寄附	
2 件 うち登録 1 件	16 件 うち登録 13 件	14 件 72,356,000 円	
		法人	個人
		5 件 71,300,000 円	9 件 1,056,000 円

協賛、応援の事業提案内容は、別添のとおりです。

協賛事業登録状況報告:9月8日確認

受付番号	受付日	受付方法	提案企業名 事業性個人名	趣旨	HPへの 掲載希望	進捗状況	(登録完了)提供物品・サービス
1	H27.8.28	電子メール	三重トヨタ自動車株式会社	三重県内のクリーンアップ運動へのゴミ袋等提供他	○	HP掲載済み	ゴミ袋10,000袋、軍手720双、ごみばさみ(トンダ)100本

応援事業登録状況報告:9月8日確認

受付番号	受付日	受付方法	提案企業名 事業性個人名	開催日	内容	HP等への 掲載希望	進捗状況
1	H27.8.28	電子メール	株式会社百五銀行	H27.9.15	百五観光アカデミー内にて、サミットに関するセミナーを開催	○	HP掲載済み
2	H27.8.28	電子メール	堀口文宏の志摩っていこうせ運営委員会	H27.9.9 ~	志摩の魅力動画を番組、SNS等で配信	○	HP掲載済み
3	H27.8.28	電子メール	三重の大酒蔵市実行委員会	H27.10.11	県内の地酒や食文化のPR	○	HP掲載済み
4	H27.9.1	電子メール	村林浩代ソプラノリサイタル実行委員会	H27.11.19	リサイタルを通じ、サミット開催のPRと売上の一部を県民会議へ寄附	○	HP掲載済み
5	H27.9.2	電子メール	JAグループ三重	H27.8.31 ~	「伊勢志摩サミット2016」ポスターの店頭掲示による機運醸成	○	HP掲載済み
6	H27.9.2	電子メール	「名港水上芸術花火2015」開催委員会	H27.10.31	名古屋港ガーデンふ頭でサミット記念花火大会による機運醸成	○	HP掲載済み
7	H27.9.2	電子メール	イオンリテール株式会社	H27.8.31 ~	県内店舗で伊勢志摩サミットポスター掲示による機運醸成	○	HP掲載済み
8	H27.9.2	電子メール	マックスバリュ中部株式会社	H27.8.31 ~	県内店舗で伊勢志摩サミットポスター掲示による機運醸成	○	HP掲載済み
9	H27.9.2	電子メール	イオンリテール株式会社	H27.9.11 ~	イオンモール京都桂川を旗艦店とした関西圏の店舗で「三重県フェア」開催	○	HP掲載済み
10	H27.9.2	電子メール	三重信用金庫	H27.10.1 ~	「伊勢志摩サミット記念定期」募集による機運醸成と、募集総額の一部を寄附	○	HP掲載済み
11	H27.9.3	電子メール	キリンビールマーケティング株式会社	H27.12.14 ~	記念デザイン用ラベル品販売、売上1本につき1円を寄附	○	HP掲載済み
12	H27.9.3	電子メール	三重県漁業協同組合連合会	H27.9.予定 ~	伊勢志摩サミット開催PRのための看板を敷地内に設置	○	HP掲載済み
13	H27.9.4	来訪	一般社団法人三重県食品衛生協会	H27.10.28 & H28.3.10	サミット成功に向け食中毒を発生させないセミナー開催	○	HP掲載済み

伊勢志摩サミットに係る今後の会議等のスケジュール(案)

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1 庁内体制 (推進本部会議)	9日 第4回本部会議 各部署等の取組状況	22日 第5回本部会議 各部署等の取組状況 ゲストサミットの開催状況 H28の整理	26日 第6回本部会議 各部署等の取組状況 H28組織体制 H28の整理 H28の整理	24日 第7回本部会議 各部署等の取組状況	第8回本部会議	第9回本部会議	第10回本部会議	第11回本部会議	
2 県民会議		13日 第2回総会 役員会の選定をふまえた協議						第3回総会 H27事業報告 H28事業計画 H28収支予算	
3 委員会		16日 第2回役員会 H27事業計画 H27収支予算					下部 第3回役員会 H28事業計画 H28収支予算		
3 部会		14日 第3回部会 H27事業計画 H27収支予算 事業の企画・提案	下部 第4回部会 H28事業計画(案) H28収支予算(案) 事業の取組状況	第5回部会 H28事業計画(案) H28収支予算(案) H28事業計画(案)	第6回部会 H28事業計画(案) H28収支予算(案)	第7回部会 H27事業報告 H27決算(案)			
3 市町との連絡調整(市町連絡調整会議) (地域連絡調整会議)			下部 第3回会議 市町との連携 情報共有		第4回会議			第5回会議	
4 国等関係機関との連絡 (国等関係機関連絡会議)			下部 第2回会議 国等関係機関との連携 情報共有					第3回会議	
県議会		9月定例月会議	11月定例月会議	2月定例月会議	3月定例月会議				
伊勢志摩サミットの開催(26日、27日)									

